

國語の學習効果判定に関する報告会（昭和二四・一一・一七）

「國語學習の効果判定に関する調査報告」一冊（昭二四・三）

公用文改善協議会 昭二三・六・一五——昭二四・三

主管 教科書局 國語課

公用文改善協議会設置について（昭二三・六・一五）

一、公用文改善協議会規程

第一條 官廳の業務を民主的にし能率的にすることを目的として、官廳用語等（法律及び法令用語、各般の政府発表文書、官廳名官職名等の官廳用語並びに書類形式等）をやさしく美しくするため、内閣総理大臣の監督の下に、「公用文改善協議会」を設ける。

第二條 この協議会は、左に掲げるような事項について調査研究し、且つその成案の普及施策を立てること。

- 一 法律その他政府発表文書の文体・用語・用字をやさしくし、且つその統一を図ること。
- 二 新たに設けられる官廳名・官職名等（改められる場合を含む。）をやさしく美しくするとともに適正な表現にすること。
- 三 書類等の形式を改善し、事務能率の向上を図ること。

四 各省廳の業務の特性を考えて、実情に即する用字用語例等の改革案を作成するようにならうこと。

五 各種参考資料の編集・講習会の開催・地方公共團体に対して用語をやさしくするよう勧奨すること、官廳の言葉に対する民間各方面の意見の調査等この協議会の趣旨を達成するために必要な各種事業を計画すること。

第三條 この協議会は、会長一名、副会長二名、委員四十五名以内をもつて組織する。

2 特別の事項を調査審議するため、必要のあるときは臨時委員を置くことができる。

第四條 会長は、内閣官房長官をもつてこれにあて、副会長は、内閣総理大臣の指名する内閣官房次長、文部次官をもつてこれにあてる。

2 委員は左の者をもつてこれにあてる。

一 關係各省廳の官吏二十五名以内

二 地方公共團体職員十名以内

三 学者及び民間における見識経験のある者十名以内

3 臨時委員は、官吏または学者及び民間における見識経験のある者若干名をもつてこれにあてる。

4 会長及び副会長並びに委員及び臨時委員は、内閣総理大臣が、これを命じまたは委嘱する。

第五條 会長は、会務を總理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名する副会長が、その職務を代理する。

第六條 この協議会に、幹事三十名以内を置き、内閣總理大臣が、関係各省廳の一級または二級の官吏の中からこれを命ずる。

2 幹事は、上司の指揮を受けて、庶務を整理する。

第七條 この協議会に、書記若干名を置き、内閣總理大臣が、関係各省廳の二級または三級の官吏の中からこれを命ずる。

2 書記は、上司の指揮を受けて、庶務に從事する。

第八條 この協議会に、専門調査員を置くことができる。

第九條 この協議会の事業は、昭和二十四年三月までに完了し、その結果を内閣總理大臣に報告する。

(二二三・七・八)

公用文改善協議会の調査審議事項の実施について（昭和二十三年六月十五日閣議了解事項）

公用文改善協議会が調査審議し、内閣總理大臣に報告した事項のうち、内閣總理大臣が実施することを適當と認めた事項については、その普及施策の実施は總理廳・文部省がこれにあたり各省廳はつとめてその趣旨を実行すること。

(二二三・七・八)

○公用文改善協議會會長副會長委員等名簿

會長	內閣官房長官	佐藤
副會長	文部次官	一作
委員官廳	總理廳官房總務課長	祐成
總理廳官房自治課長	井郡	三
總理廳官房審議室事務官	岩手	一
宮內府長官官房秘書課長	鈴木	一
經濟安定本部總裁官房長	吉岡	一
行政管理廳次長	大野	一
物價廳第一部長	田倉	一
連絡調整中央事務局官房秘書課長	三井	一
建設省官房長	吉田	一
特別調達廳調整局次長	大井	一
國家地方警察本部總務部長	安邦	一
	賢明	一
	信操	一
	景	一
	江	一
	永村	一
	岩村	一
	柏	一

法務總裁官房秘書課長
 外務省總務局長
 大藏省官房長
 文部省調查局長
 厚生省總務課長
 農林省總務局長
 商工省總務局長
 運輸省官房長
 邇信省總務局長
 勞働省總務課長
 文部省教育科書局長
 會計檢查院總務課長
 最高裁判所事務局總務部長
 東京都文書課長
 八王子市助役
 井渡辺伊武之
 一輔巳栄助
 石辺正勝
 川田守行
 本川田高
 小野川勝
 富樺守
 大芥守
 稲山嚴
 芥子
 川安
 井大
 田渡
 田辺
 田井
 田辺
 三治守
 一高
 一勝
 三良

北多摩郡府中町助役

矢

部

隆

治

北多摩郡神代村助役

桑

田

良

神奈川縣總務部長

矢

谷

信

横浜市助役

三

重

忠

高座郡相模原町助役

中

里

正

千葉縣總務部長

佐

藤

秀

山武郡東金町助役
埼玉縣川口市助役

木

柳

道

民間

國語審議會會長

佐

藤

次

朝日新聞社

前

飯

郎

日本放送協会理事

安

田

夫

商工会議所業務部長

岐

國

雄

カナモジ会理事長

嶋

道

義

建設省地理調査所地図部長

渡

田

忠

正

山

正

治

光則次毅保次膺男

前

國

助

建設省地理調査所地図部長

渡

坂

治

建設省地理調査所地図部長

渡

辺

治

幹事

一六四

總理廳官房會計課長

藤

常

總理廳官房總務課事務官

上

川

勝

總理廳官房審議室事務官

杉

江

清

總理廳官房自治課事務官

藤

井

洋

總理廳官房管理部調查課長

吉

國

雄

法務廳法制第二局事務官

前

川

道

法務廳人事課勤務

上

田

義

文部省文書課長

森

田

朋

厚生省總務課長

安

田

一

農林省文書課長

細

田

臣

文部省文書課長

德

田

孝

商工省總務局總務課長

荒

田

嚴

運輸省文書課長

木

田

三

遞信省文書課長

永

田

次

勞働省總務課長

久

田

一

富櫻總務課長

松井一郎

一郎

二郎

書

記

會計檢查院文書課長 樺
最高裁判所事務局秘書課長 內
文部省教科書局國語課事務官 釘
文部省教科書局國語課事務官 廣
文部省教科書局國語課事務官 白
總理廳官房總務課事務官 齋
同 同 同 立
同 同 同 塩
同 同 同 松
同 同 同 福
同 同 同 中

山 樺
藤 本 久 太 博
藤 本 久 太 博
糾 太 郎 春 博
大 郎 春 博
石 仁 太 博
立 順 太 博
齋 仁 太 博
廣 仁 太 博
白 仁 太 博
鈴 仁 太 博
釘 仁 太 博
廣 仁 太 博
白 仁 太 博
鈴 仁 太 博
立 仁 太 博
塩 仁 太 博
松 仁 太 博
福 仁 太 博
中 仁 太 博
野 仁 太 博
田 仁 太 博
尾 仁 太 博
石 仁 太 博
田 仁 太 博
紀 仁 太 博
富 仁 太 博
博 仁 太 博
安 仁 太 博
靖 仁 太 博
雄 仁 太 博
男 仁 太 博
秋 仁 太 博
和 仁 太 博
造 仁 太 博
正 仁 太 博
二 仁 太 博
郎 仁 太 博
春 仁 太 博
夫 仁 太 博

○終戦後における公用文改善事業

——公用文改善協議会設置の経過——

(昭和二十一年三月から同二十三年六月まで)

昭和二十一年三月六日 憲法改正草案要綱が内閣から発表された。

四月十七日 憲法改正案が、内閣から発表された。

文部省で、省内関係官出席のもとに、第一回文部省用語改良打合会（後の官廳用語改良打合会）が開かれた。

四月十八日 次官会議で、「各官廳における文書の文体等に關する件」（法制局）が決定された。

六月十七日 文部省開催の官廳用語改良打合会で各省協力のもとに成案をえた。「官廳用語を平易にする標準に關する件」につき、次官会議で、その実行を申し合わせた。

七月八日 文部省では、「官廳用語を平易にする標準に關する件」の前文、

なお、用字・用語の例及び実際の文例については、内閣及び各省が協力して、別に「官廳用語便覽」（仮称）を編修する。

の趣旨に基いて、官廳用語編修協議会を開くため、文部次官から、発

教七二号をもつて、内閣書記官長・法制局長官・各省次官にあてて、主務課長・事務官の出席を求めた。

七月十七日 文部省で、内閣および各省の出席をえて、第一回官廳用語便覽編修協議会（「公文用語の手びき」編修協議会）が開かれた。以後ひきつづき、原則として毎週一回開かれた。

十一月三日 日本国憲法が内閣から公布された。

十一月十六日 「当用漢字表」が、内閣訓令第七号、同告示第三二号をもつて、現代かなづかいが、内閣訓令第八号、同告示第三三号をもつて公布された。

十二月九日 「公文用語の手びき」編修協議会で成案をえた「公文用語の手びき」について、次官会議で、「官廳の用字・用語をやさしくする件」として、その実行が申し合わされた。

十二月十日 「公文用語の手びき」について、十二月九日の次官会議の申合せが、閣議に報告された。

十二月十一日 「公文用語の手びき」について、文部次官談が新聞発表された。

十二月二十四日 「公文用語の手びき」について、十二月九日の次官会議の申合せが、

閣甲第四一八号をもつて、各廳に通知された。

昭和二十二年七月 中旬

行政調査部で、各省文書課長の參集を求めて、「書類の書き方について」及び「文書の整理方法案」について協議された。

十月十五日

文部省で、内閣及び各省の出席をえて、昭和二十一年十二月九日の次官会議で、その実行につき申合せをみた「公文用語の手びき」につきその補修について、第一回公用文改善協議会が開かれた。以後ひきつづき、昭和二十三年三月まで、八回にわたつて開かれた。

昭和二十三年一月二十六日 行政調査部から、「書類の書き方について」各省次官あて照会して、その意見を求めた。

(タイプライターの改造について、難点があるという意見があつた)

一月二十九日 「文書・図書の整理方法案」が、次官会議で申し合わされた。その後総理廳官房総務課から、閣甲第二十三号をもつて各省に通達された。

二月十六日 「当用漢字別表」が、内閣訓令第一号、同告示第一号をもつて、「当用漢字音訓表」、が内閣訓令第二号、同告示第二号をもつて公布された。

三月二十六日 文部省で内閣及び各省の出席をえて、第八回公用文改善協議会が開か

れ、改訂を終えた「改編公文用語の手引き」について最終的決定を得た。

なお、この席上で、「政府は、その他公用文の民主化を徹底し、官廳事務の能率増進と國語の平易化に資するため、強力な施策を樹立されるよう要望する。」ことが決議された。

四月十五日 「書類の書き方について」が次官会議に提出され、賛否なく、研究の必要ありとして未決になつた。

四月十六日 法務廳調査意見第一局から、日本行政機構一覽図が配布された。この間、行政機構及び内部部局並びにそれらの長の名称を改正するための打合会が開かれた。

四月三十日・五月七日 法務廳法制長官総務室から、法令規案例規が各省に配布された。

五月二十一日 「官廳の言葉をやさしくすることについて」が、総務局長会報に提出された。

五月三十一日 「官廳の言葉をやさしくする協議会（又は公用文改善協議会）設置」並びに「官廳の用字・用語をやさしくすることについて」が、次官会

議に提出され、決定及び申合せをみ、協議会の名称は「公用文改善協議会」と決定された。

六月十一日 「官廳の用字用語をやさしくすることについて」（五月三十一日の次官會議申合せ）が、閣議に報告された。

六月十五日 「公用文改善協議会設置について」並びに「公用文改善協議会の調査審議事項の実施について」が、閣議に提出され、決定及び了解をみた

六月二十一日 五月三十日の次官會議で申合せをみた、官廳の用字・用語をやさしくすることについて」が、「改編公文用語の手びき」として、閣甲

第二五五号をもつて、総理廳官房総務課から、各省廳に通達された。

ローマ字調査会

主管 教科書局 國語課

ローマ字調査会規程 （昭二三・一〇・一一大臣裁定）

第一條 ローマ字調査会は、文部大臣の所轄とし、ローマ字による國語の書き表わし方に関する事項を調査審議する。調査会は、前項の調査審議の結果を文部大臣に報告し、及び文部大臣の諮詢した事項について答申するものとする。

第二條 調査会は、委員四十人以内で組織する。